



平成 30 年 5 月 18 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号
野村不動産ホールディングス株式会社
代表取締役社長 沓掛 英二
(コード番号：3231 東証第一部)

問い合わせ先 コーポレートコミュニケーション部長 宇佐美 直子
TEL：(03) 3348-8117

業績連動型株式報酬等の制度導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 18 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。以下同じ）を対象として、新しい株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入することを決議いたしました。

また、同時に、当社子会社 11 社（野村不動産株式会社、野村不動産投資顧問株式会社、野村不動産アーバンネット株式会社、野村不動産パートナーズ株式会社、NREG 東芝不動産株式会社、野村不動産ライフ&スポーツ株式会社、野村不動産熱供給株式会社、株式会社ジオ・アカマツ、野村不動産リフォーム株式会社、野村不動産アメニティサービス株式会社、NREG 東芝不動産ファシリティーズ株式会社。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という）の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く）の全部または一部（以下「対象子会社取締役等」という。また、当社の取締役および対象子会社取締役等を併せて、以下「対象取締役等」という）についても、今後開催予定の各対象子会社の取締役会において、当社と同様に、本制度を導入することを決議いたします。

これにより、当社は、本制度の導入に関する議案について、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 14 回定時株主総会に、対象子会社は、今後開催予定の各対象子会社の株主総会（当社と対象子会社の株主総会を併せて、以下「本株主総会」という）に付議いたします。

記

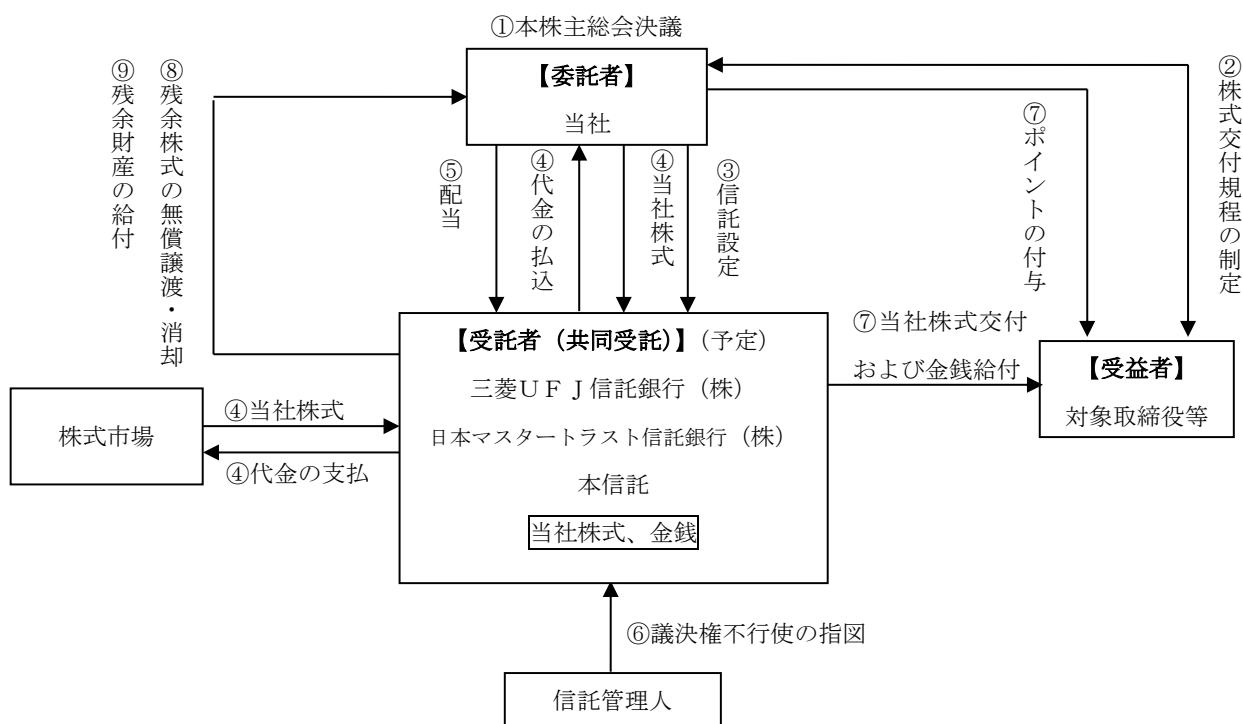
1. 本制度の導入について

- (1) 本制度は、取締役への報酬が当社株価に連動することにより、当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして機能する点や当社株主との利害を共有できる点で「ストックオプション」と同等の効果を期待できると考えております。

加えて、本制度のうち業績連動部分は、株式報酬額の水準が 3 年後の業績によって変動する仕組みとすることにより、事業期間が中長期に及ぶ不動産事業の特性等との整合性を高めるとともに、中期的な業績向上へのより明確なインセンティブとなります。また、本制度のうち非業績連動部分は株式交付の時期を原則として当社グループの役員退任時まで繰り延べることにより、当社グループへのより長期的な貢献や企業価値向上へのインセンティブとなります。これらが「ストックオプション」にはない効果として期待できることから、導入は相当であると考えております。

- (2) 本制度の導入は、対象会社ごとに、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託 (以下「B I P信託」という) の仕組みを採用します。B I P信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員インセンティブプランであり、本制度は、役位等に応じて、対象取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭 (以下「当社株式等」という) を交付および給付 (以下「交付等」という) する制度です。
- (4) 本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「固定報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、平成 30 年 3 月期に係る取締役報酬としての「ストックオプション」の付与が行われた後は、現行の「ストックオプション」は廃止することとし、新たな「ストックオプション」の付与は行わないこととします。

2. 本制度の概要



- ①対象会社は、対象会社ごとに、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ②対象会社は、対象会社ごとに、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③対象子会社は、それぞれ①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、対象子会社取締役等に対する報酬の原資となる金銭を当社に拠出し、当社は対象子会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とするB I P信託 (以下「本信託」という) を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を当社 (自己株式処分) または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で

承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて、対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。

- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦対象期間（後記（１）に定める）中、各事業年度における役位に応じて、後記（４）のとおり対象取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役等に対して、後記（５）のとおり、対象期間中の各事業年度の開始から３年経過後および、原則として対象取締役等および当社グループの役員のいずれも退任した時に、ポイント数（後記（４）に定める）に応じて当社株式等の交付等を行います。
- ⑧対象期間（後記（１）に定める）の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

（注）受益者要件を充足する対象取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、（対象子会社は当社を通じて）各対象会社の株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を拠出し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

（１） 本制度の概要

本制度は、平成 31 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 33 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「対象期間」という）（※）を対象として、対象期間中の各事業年度の役位および当該各事業年度の開始から 3 年経過後の業績目標の達成度に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。

※ 対象期間の満了時において対象期間の延長が行われた場合には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

（２） 制度導入手続

各対象会社は、本株主総会において、対象期間ごとに本信託に拠出する金銭の上限その他必要な事項を決議します。

なお、対象期間の延長を行う場合は、各対象会社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

（３） 信託期間

平成 30 年 8 月 31 日（予定）から平成 35 年 8 月 31 日（予定）までの約 5 年間とします。

なお、対象期間の満了時において、対象期間の延長を決定した場合には、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を延長することがあります。その場合、さらに 3 年間、対象期間と本信託の信託期間を延長し、対象子会社は、延長された対象期間ごとに、対象子会社の本株主総会で承認決議を得た本信託に拠出する金額の範囲内で、対象子会社取締役等に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会で承認決議を受けた範囲内で、当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭をあわせ

て信託し、引き続き延長された対象期間中、対象取締役等に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイント数に基づき交付等が見込まれる当社株式を除く）および金銭（以下残存する当社株式と併せて「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される金額の合計額は、各対象会社に対応する勘定ごとに、対応する各対象会社の本株主総会で承認を得た本信託に拠出する金額の範囲内とします。

また、対象期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、当該対象取締役等が原則として対象取締役等および当社グループの役員をいずれも退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で 10 年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（４） 対象取締役等に交付等が行われる株式数

対象取締役等に対して交付等が行われる株式数は、以下の算定式に従って算出されるポイント数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当てまたは株式の併合等によって増加または減少した場合は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりの交付等が行われる当社株式等の数および交付等が行われる当社株式等の総数を調整します。

（ポイント数の算定式）

①業績連動部分

役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント数（以下「PSポイント数」という）を、対象期間中の各事業年度末日に在任している対象取締役等に対して付与します。各事業年度に付与されたPSポイント数に対して、当該事業年度の開始から3年経過後の業績目標の達成度に応じて決まる業績連動係数を乗じて、業績連動ポイント数を算出します。

業績連動ポイント数の算定式： PSポイント数×業績連動係数※

※ 業績連動係数は、経営計画における連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益等に基づき設定した目標値に対する達成度に応じて0～200%の範囲で変動します。

②非業績連動部分

役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント数（以下「RSポイント数」という）を対象期間中の各事業年度末日に在任している対象取締役等に対して付与し、加算していきます（以下、加算したRSポイント数を「非業績連動ポイント数」という）。

（５） 対象取締役等に対する株式等の交付等の時期および方法

①業績連動部分

業績連動部分に係る当社株式等の交付等の時期は、対象期間中の各事業年度の開始から3年経過後です。所定の受益者要件を充足した対象取締役等は、業績連動ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの業績連動ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

②非業績連動部分

非業績連動部分に係る当社株式等の交付等の時期は、原則として対象取締役等および当社グループの役員をいずれも退任した時となります。受益者要件を充足した対象取締役等は、退任時までには付与された非業績連動ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの非業績連動ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6) 本信託に拠出する金銭の上限および本信託から交付等が行われる当社株式等の株式数の上限
対象期間中に当社が本信託に拠出する金銭の上限は730百万円（※）とします。

また、対象期間中に対象子会社が本信託に拠出する金銭の上限の合計は、3,106百万円（当社分と合わせて、合計3,836百万円）（※）とします。

※ 拠出する金銭の上限は、現在の対象取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

対象期間に当社の取締役等に交付等される当社株式等の数の上限を423,000株、対象期間に対象子会社取締役等に交付等される当社株式等の数の上限を1,793,400株とします。そのため、対象期間において、本信託が取得する当社株式の数（以下「取得株式数」という）の上限は、かかる対象期間ごとの当社の取締役および対象子会社取締役等に交付等される当社株式等の数の上限の合計に相当する株式数（2,216,400株）となります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の当社および対象子会社が拠出する金銭の上限および取得株式数の上限の範囲内で、当社（自己株式処分）または株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

(8) 本信託内の当社株式の議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(9) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬および信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で残余が生じた場合には、原則として、対象会社および対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(10) 本信託の終了時の取扱い

対象期間満了時において、対象期間の延長を決定した場合には、信託期間満了前に信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を延長することがあります。対象期間を延長せず、信託期間満了により本信託を終了させる場合に、業績目標の未達成等により残余株式が生じたときは、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤受益者 | 対象取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成30年8月31日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成30年8月31日（予定）～平成35年8月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成30年8月31日（予定） |
| ⑩議決権行使 | 行使しない |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限金額 | 3,836百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む） |
| ⑬株式の取得方法 | 当社または株式市場から取得 |
| ⑭帰属権利者 | 当社 |
| ⑮残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上